

もうすぐ施行！

2017年5月30日から、 ほぼすべての事業者に「個人情報保護法」が適用されます！

2006年4月に施行された「個人情報保護法」は、情報通信技術の発展やグローバル化といった社会環境の変化によって、当初は想定されていなかったようなパーソナルデータの利用が広がってきたことから2015年に法改正が行われ、2017年5月30日より全面施行されます。



【注目】「個人情報取扱事業者」の対象範囲が拡大

個人情報保護法上の義務を負う「個人情報取扱事業者」とは、「個人情報データベース等を事業の用に供している者」と定義されています（営利・非営利、法人・個人は問わず）。

個人情報データベースとは？

- メールソフトのアドレス帳
- 社用携帯電話の電話帳
- Excel等でリスト化された顧客情報等、体系的に構成され容易に検索可能なものを指します。

昨今インターネットの普及等により、取り扱う個人情報の多少にかかわらず個人の権利利益を侵害する懸念が高まっていることから、改正法では「個人情報取扱事業者」の例外規定（旧第2条5項の五）が撤廃されました。

➡ **保有する個人情報が5,000件以下でも、
ほぼすべての事業者が改正個人情報保護法の対象になります。**

ここで改めておさらい…「個人情報」って？

個人情報保護法では、保護が必要な個人情報を3つの概念に分けて、それぞれについて守るべき義務を定めています。
①個人情報 < ②個人データ < ③保有個人データの順に個人情報取扱事業者が守るべき義務の要件が厳しくなります。

①個人情報

- **生存する特定の個人を識別できる情報**
 - ・ 個人識別符号が含まれるもの
 - ・ 他の情報と容易に照合でき、その結果特定個人を識別できることとなる情報



例) 免許証番号



例) 指紋認識データ



例) 特定個人に結びつく移動履歴

● 要配慮個人情報

本人の人種、信条、社会的身分、病歴、犯罪の経歴、犯罪被害の事実など、本人に不利益が生じないよう取り扱いに特に配慮が必要な情報

②個人データ

①のうち、紙・電子媒体を問わず特定の個人情報を検索できるよう体系的に構成した「個人情報データベース」等に含まれる個人情報



例) 名簿

③保有個人データ

②のうち、開示・訂正・消去等の権限を有し、かつ6ヶ月を超えて保有するもの



【注目】「個人情報取扱事業者」が守るべき義務

個人情報の取り扱いにあたり、個人情報取扱事業者はその取得や利用、保管、提供等について定められたルールを遵守しなければなりません。国の監督に従わない場合は罰則が適用される可能性もあります。

取得・利用 …対象範囲：①②③

- 利用目的を特定し、その範囲内で利用する。
- 利用目的を通知または公表する。

保管 …対象範囲：②③

- 漏えい等が生じないよう**安全に管理**する。
- 従業員や委託先にも安全管理を徹底する。
- **正確・最新**に保持し、不要になり次第消去する。

提供 …対象範囲：②③

- 第三者に提供する場合は予め本人から同意を得る。
- 第三者に提供した場合・第三者から提供を受けた場合は、一定事項を記録する。

開示請求等への対応

- 本人から開示等の請求があった場合はこれに対応する。(対象範囲：③)
- 苦情等に適切・迅速に対応する。(同：①②③)

個人データの安全管理措置（小規模事業者向け）

「小規模事業者」とは
従業員数100人以下の事業者。
ただし5,000人分を超える個人
情報を取り扱う事業者や、委託
を受けて個人情報を取り扱う
事業者は除きます。

個人情報取扱事業者は、取り扱う個人情報が「②個人データ」に該当する
場合、情報漏えい等が生じないよう安全に管理する義務があります。
規律の整備や組織、技術面など多面的な措置が要求されますが、中でも
「物理的安全措置」「技術的安全措置」では以下の対応が求められます。

分類	講じるべき措置	対応例
物理的安全管理措置	1. 個人データを取り扱う区域の管理	・ 取扱い担当者と本人以外が容易に閲覧できないように措置を講じる
	2. 機器および電子媒体等の盗難等の防止	・ 施錠 キャビネット・書庫への機器・媒体の保管 ・ 機器の セキュリティーワイヤーでの固定 など
	3. 電子媒体等を持ち運ぶ際の漏えい防止	・ データ取扱い機器・電子媒体への パスワード設定 ・ データを含む書類を封筒に封入して持ち運ぶなど
	4. 個人データの削除および機器、電子媒体等の廃棄	・ データの削除および記録機器・媒体の廃棄を責任者が確認する
技術的安全管理措置	1. アクセス制御	・ データ取扱い 担当者の明確化 ・ 機器への アクセス権限設定によるユーザー認証 ・ 個人情報を含む ファイルへのパスワード設定 など
	2. アクセス者の識別と認証	
	3. 外部からの不正アクセス等の防止	・ データ取扱機器のOSを最新に維持 ・ データ取扱い機器に セキュリティー対策ソフト導入 ・ セキュリティー対策ソフトを最新に維持
	4. 情報システム使用に伴う漏えい等の防止	・ データを含む ファイル送信時にパスワード設定

ムラテックの InformationGuard で、 オフィスの安全管理対策を強力にサポートします！

InformationGuard とは

ムラテックがご提案する「InformationGuard」は、高信頼UTM機能と高性能ストレージ機能をオールインワンで標準搭載した、多機能型セキュリティー対策ボックスです。
個人情報を含む大切なビジネスデータをサイバー攻撃など外部の脅威から守ると同時に、アクセス制御やアンチウイルス機能によってネットワーク内でデータをセキュアに保存。オフィスの安全管理措置を強力に促進します！

データの安全管理に役立つ多彩な機能を搭載！

リモート
アクセス

All-in-1
UTM

2TB/4TB
高信頼
ストレージ

無線LAN
アクセス
ポイント

MFP連携

物理的安全管理措置

- HDDのキーロック
- ケンジントンセキュリティーロット準拠
- HDD暗号化

技術的安全管理措置

- ユーザーごとのフォルダーアクセス権設定
- アクセスログでユーザーの操作履歴を記録
- UTM機能でサイバー攻撃から防御
- ストレージのアンチウイルス機能
- 保存データのパスワード付ダウンロード
- 保存データのパスワード付メール送信